

ID: 1666

担当部署: 産業課

処分の概要	設備整備計画の認定
法令名称 根拠条項	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 第7条第3項
法令番号	平成25年法律第81号
<p>【基準】</p> <p>法第7条の規定による。 (設備整備計画の認定)</p> <p>第7条 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該整備に関する計画(以下「設備整備計画」という。)を作成し、基本計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)の認定を申請することができる。</p> <p>2 設備整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模その他の当該再生可能エネルギー発電設備の整備の内容並びに当該整備を行う期間</p> <p>(2) 前号の再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の内容</p> <p>(3) 第1号の再生可能エネルギー発電設備又は前号の農林漁業関連施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲</p> <p>(4) 第1号の整備及び第2号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>(5) その他農林水産省令・環境省令で定める事項</p> <p>3 計画作成市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであり、かつ、申請者が当該設備整備計画を実施する見込みが確実であること。</p> <p>(2) 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等(前項第1号の再生可能エネルギー発電設備及び同項第2号の農林漁業関連施設をいう。以下同じ。)の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であって漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同条第2項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当すること。</p> <p>(3) 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する海岸保全区域(海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第40条第1項第2号及び第3号に規定するものに限る。次項第6号及び第13条において同じ。)内において行う行為であって同法第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同法第7条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定によりこれらの許可をしてはならない場合に該当しないこと。</p> <p>4 計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為</p>	

のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第1号及び第3号から第9号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。

- (1) 農地を農地以外のものにし、又は農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であつて、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
 - (2) 集約酪農地域(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第3条第1項の規定により指定された集約酪農地域をいう。第10条において同じ。)の区域内にある草地(同法第2条第3項に規定する草地をいう。第10条において同じ。)において行う行為であつて、同法第9条の規定による届出をしなければならないもの 都道府県知事
 - (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林(保安林(同法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。)並びに同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林(森林法第2条第1項に規定する森林をいう。))を除く。第11条第1項において「対象民有林」という。)において行う行為であつて、森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
 - (4) 保安林において行う行為であつて、森林法第34条第1項又は第2項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
 - (5) 都道府県が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であつて、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
 - (6) 海岸保全区域(当該計画作成市町村が管理するものを除く。)内において行う行為であつて、海岸法第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けなければならないもの 海岸管理者(同法第2条第3項に規定する海岸管理者をいう。第8項において同じ。)
 - (7) 国立公園(自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号に規定する国立公園をいう。第14条において同じ。)の区域内において行う行為であつて、同法第20条第3項の許可を受けなければならないもの又は同法第33条第1項の届出をしなければならないもの 環境大臣
 - (8) 国定公園(自然公園法第2条第3号に規定する国定公園をいう。第14条において同じ。)の区域内において行う行為であつて、同法第20条第3項の許可を受けなければならないもの又は同法第33条第1項の届出をしなければならないもの 都道府県知事
 - (9) 温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項又は第11条第1項の許可を受けなければならない行為 都道府県知事
- 5 都道府県知事は、前項第1号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同項の同意をするものとする。
- (1) 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第4条第6項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
 - (2) 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第5条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- 6 環境大臣又は都道府県知事は、第4項第7号又は第8号に掲げる行為(自然公園法第20条第3項の許可に係るものに限る。)に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、同条第4項の規定によ

- り同条第3項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第4項の同意をするものとする。
- 7 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第4項の同意をするものとする。
- (1) 第4項第3号に掲げる行為 森林法第10条の2第2項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。
 - (2) 第4項第4号に掲げる行為 森林法第34条第3項若しくは第4項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合又は同条第5項の規定により同条第2項の許可をしなければならない場合に該当すること。
 - (3) 第4項第5号に掲げる行為 漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第2項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。
 - (4) 第4項第9号に掲げる行為 温泉法第4条第1項(同法第11条第2項又は第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により同法第3条第1項又は第11条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。
- 8 海岸管理者は、第4項第6号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、海岸法第7条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により同法第7条第1項又は第8条第1項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第4項の同意をするものとする。
- 9 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、第4項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。
- (1) 第4項第1号に掲げる行為(当該行為に係る土地に4ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。) 農林水産大臣
 - (2) 第4項第9号に掲げる行為(隣接都府県における温泉(温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。)の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限る。) 環境大臣
- 10 環境大臣は、前項第2号の規定による協議を受けたときは、関係都府県の利害関係者の意見を聴かなければならない。
- 11 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、第4項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。
- (1) 第4項第1号に掲げる行為 農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。次項及び第13項において同じ。)
 - (2) 第4項第3号に掲げる行為 都道府県森林審議会
 - (3) 第4項第9号に掲げる行為 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関
- 12 農業委員会は、前項(第1号に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。)の規定により意見を述べようとするとき(前項の協議に係る同号に掲げる行為が30アールを超える農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第43条第1項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

- 13 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第11項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。
- 14 計画作成市町村が農地法第4条第1項に規定する指定市町村(次項及び第24条において「指定市町村」という。)である場合における第3項及び第4項の規定の適用については、第3項中「要件」とあるのは「要件及び第5項各号に掲げる要件」と、第4項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第2号から第9号まで」と、「第1号及び第3号」とあるのは「第3号」とする。
- 15 第9項及び第11項の規定は、指定市町村である計画作成市町村が設備整備計画(第4項第1号に掲げる行為に係る部分に限る。)について第3項の認定をしようとするときについて準用する。この場合において、第9項及び第11項中「次の各号」とあるのは「第1号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日